



令和5年11月14日 精神保健福祉審議会

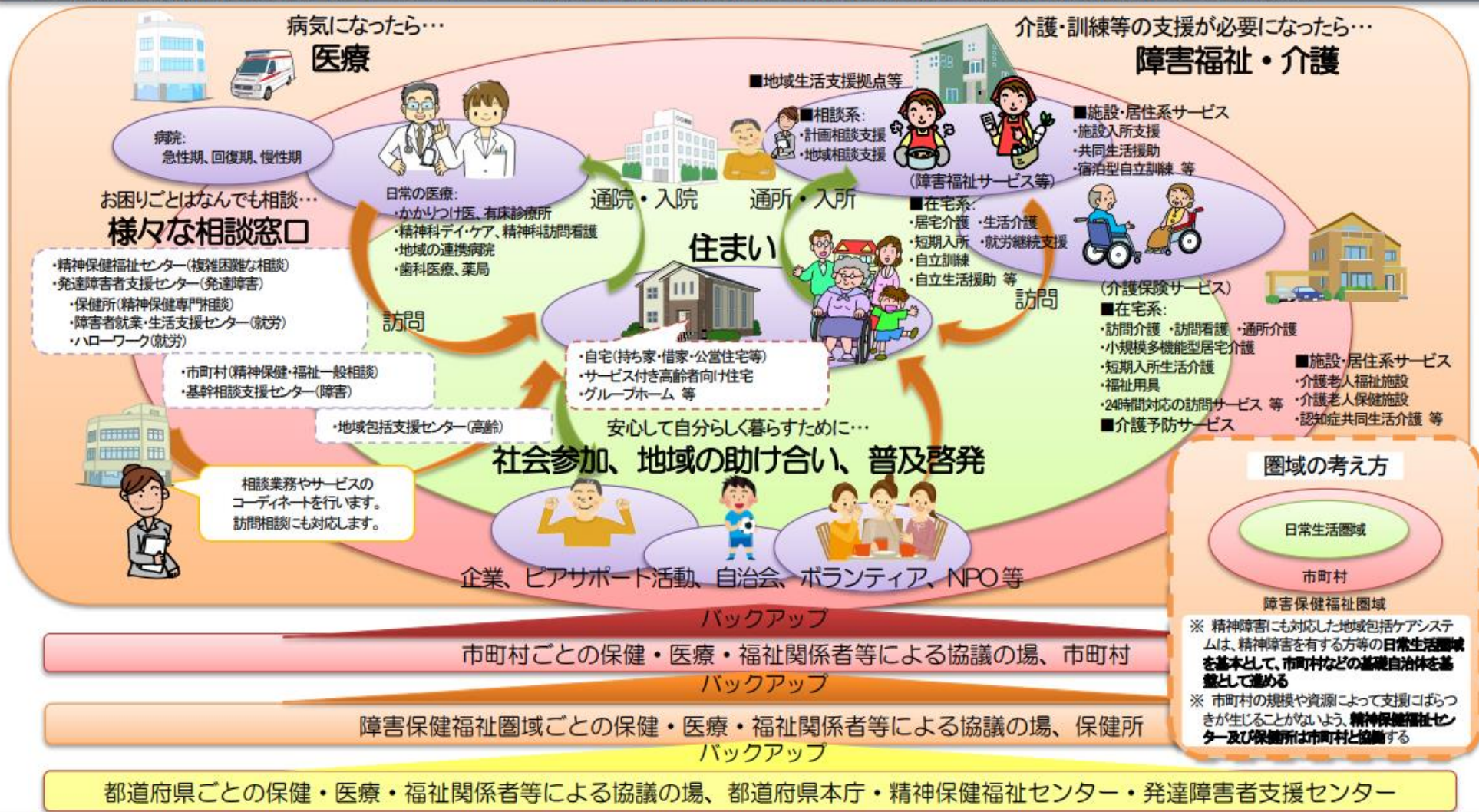
# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

---

福祉保健部健康増進課

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



## ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和5年度予算額：39,114千円（令和4年度予算額：39,114千円）

### ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

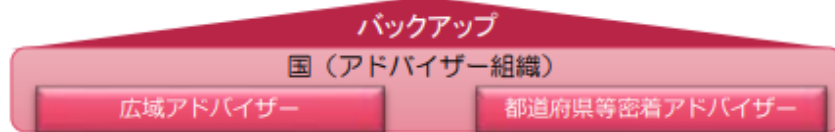
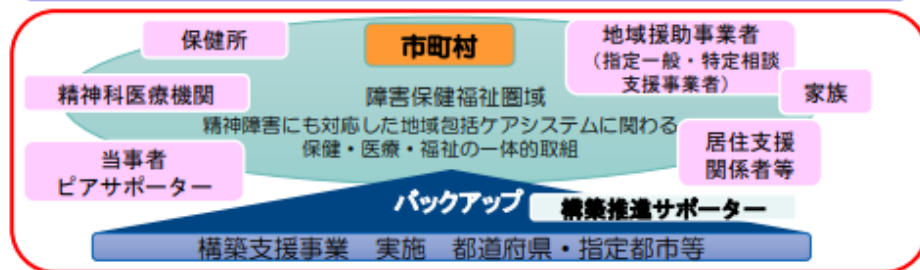
※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

#### ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

##### 【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須とする）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

#### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



- ◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

##### 国（構築支援事業事務局）

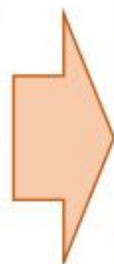
全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

# ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際しては、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要である。
- 地域の障害福祉サービスの拡充が図られる中で、医療機関と福祉サービスとの連携を十分に確保しながら「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、居住・就労等に関する支援を含め、その病状の変化に応じた多様なサービスを身近な地域で切れ目なく受けられるようにする体制の整備が求められている。

## 【令和4年度】

1	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2	普及啓発に係る事業
3	精神障害者の家族支援に係る事業
4	精神障害者の住まいの確保に係る事業
5	ピアサポートの活用に係る事業
6	アウトリーチ支援に係る事業
7	措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8	構築推進サポーターの活用に係る事業
9	精神医療相談に係る事業
10	医療連携体制の構築に係る事業
11	精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12	入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13	地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14	その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



## 【令和5年度〜】

1	精神保健医療福祉体制の整備に係る事業 (R4年度 1・8・13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の設置等による協議の場（必須）の充実</li> <li>・構築推進サポーターの活用による地域包括ケアシステムの支援体制構築</li> <li>・構築状況の実態把握及び事業評価</li> </ul>
2	普及啓発に係る事業 (R4年度 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患や精神障害、メンタルヘルスに対する地域住民の解を深める</li> <li>・国が行う普及啓発事業の周知 (世界メンタルヘルスデー、心のサポーター等)</li> </ul>
3	住まいの確保と居住支援に係る事業 (R4年度 4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援関係者等との連携</li> <li>・居住支援に係る制度の活用推進</li> <li>・賃貸住宅等の入居者や居住支援関係者等の安心の確保につながる支援体制の構築</li> </ul>
4	当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業 (R4年度 3・5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの経験を生かした交流活動（自助グループ）や、相談同行等の活動支援</li> <li>・当事者や家族等が集う場や地域住民との交流の場の設置</li> <li>・ピアサポートの活用や活躍支援</li> </ul>
5	精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業 (R4年度 9・10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間精神医療相談窓口の整備</li> <li>・専門職配置及び迅速かつ適切に対応できる相談体制の整備</li> <li>・精神医療相談窓口の効果的な周知</li> <li>・精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等</li> </ul>
6	精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業 (R4年度 6・12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期在院者の地域移行に向けた支援</li> <li>・地域生活を支援するための保健・医療・福祉等の連携による支援体制の構築</li> <li>・アウトリーチ支援や包括的な相談支援の実施等、地域生活支援に係る取組の整備</li> </ul>
7	地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業 (R4年度 7・11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で安心して暮らすための支援体制構築に向けた地域生活支援に関わる支援者等に対する研修の実施</li> <li>・措置入院者等の退院後支援を担う者に対する研修の実施</li> </ul>
8	その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業	

# 山梨県における「にも包括」構築事業

## 【令和4年度】

1	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2	普及啓発に係る事業
3	精神障害者の家族支援に係る事業
4	精神障害者の住まいの確保に係る事業
5	ピアサポートの活用に係る事業
6	アウトリーチ支援に係る事業
7	措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8	構築推進サポーターの活用に係る事業
9	精神医療相談に係る事業
10	医療連携体制の構築に係る事業
11	精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12	入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13	地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14	その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

## 【令和5年度～】

1	精神保健医療福祉体制の整備に係る事業 (R4年度 1・8・13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の設置等による協議の場（必須）の充実</li> <li>・構築推進サポーターの活用による地域包括ケアシステムの支援体制構築</li> <li>・構築状況の実態把握及び事業評価</li> </ul>
2	普及啓発に係る事業 (R4年度 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患や精神障害、メンタルヘルスに対する地域住民の解を深める</li> <li>・国が行う普及啓発事業の周知 (世界メンタルヘルスデー、心のサポーター等)</li> </ul>
3	住まいの確保と居住支援に係る事業 (R4年度 4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援関係者等との連携</li> <li>・居住支援に係る制度の活用推進</li> <li>・賃貸住宅等の入居者や居住支援関係者等の安心の確保につながる支援体制の構築</li> </ul>
4	当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業 (R4年度 3・5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの経験を生かした交流活動（自助グループ）や、相談同行等の活動支援</li> <li>・当事者や家族等が集う場や地域住民との交流の場の設置</li> <li>・ピアサポートの活用や活躍支援</li> </ul>
5	精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業 (R4年度 9・10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間精神医療相談窓口の整備</li> <li>・専門職配置及び迅速かつ適切に対応できる相談体制の整備</li> <li>・精神医療相談窓口の効果的な周知</li> <li>・精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等</li> </ul>
6	精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業 (R4年度 6・12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期在院者の地域移行に向けた支援</li> <li>・地域生活を支援するための保健・医療・福祉等の連携による支援体制の構築</li> <li>・アウトリーチ支援や包括的な相談支援の実施等、地域生活支援に係る取組の整備</li> </ul>
7	地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業 (R4年度 7・11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で安心して暮らすための支援体制構築に向けた地域生活支援に関わる支援者等に対する研修の実施</li> <li>・措置入院者等の退院後支援を担う者に対する研修の実施</li> </ul>
8	その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業	

# 山梨県における推進体制（協議の場）

◆ 県全体、保健所単位、市町村単位にそれぞれ協議の場を設置。

## 県

### 精神保健福祉審議会

- 精神科医療関係者
- 障害福祉事業所関係者
- 当事者
- 家族会
- 一般（公募）
- 圏域マネージャー

### 県自立支援協議会 （地域移行部会）

- 圏域マネージャー
- 障害福祉事業所関係者
- 保健所 等

## 圏域（保健所）

### 精神障害者地域包括ケア システム構築会議

- 管内市町村精神保健福祉担当者
- 精神科医療機関の地域連携担当者
- 各市町村地域包括ケアセンター
- ピアサポーター
- 家族（家族会等）
- 管内基幹相談支援センター
- 福祉サービス事業所担当者（指定一般事業所等）
- 圏域マネージャー
- ピアサポート事業委託事業所 等

## 市町村

### 各市町村自立支援協議会 （地域移行部会）等

- 障害福祉担当者
- 高齢者福祉担当者
- 地域援助事業者
- 基幹相談支援センター
- 圏域マネージャー 等